



「令和6年能登半島地震災害支援基金」第7次助成 募集要項

「令和6年能登半島地震災害支援基金」について

令和6年(2024年)1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」の甚大な被害を受け、公益財団法人ほくりくみらい基金は石川県域のコミュニティ財団として、「令和6年能登半島地震 災害支援基金」を立ち上げました。

これまでに7回の助成プログラムを通じて、石川県内の活動団体等、累計91団体に総額4,500万円以上の助成を行ってきました。

第7次助成の趣旨

震災の発生から1年半を経て、全国各地や石川県内からの支援を受け、復旧活動や地域の再生を進めて来られた被災地の方々の中には、新たな自治組織づくりや復興に向けた話し合いなどを進めている方もいらっしゃいます。

今回募集を行う「第7次助成」は、助成対象を被災された方々から組織される団体・グループでの活動に限り、支援を行います。

「助けられるだけでなく、次は助ける側になりたい」
「誰も孤立させないために、住民同士がつながる場を持ちたい」
「自分たちのまちのことを、自分たちで考えたい」
といった、被災された方々みずからの立ち上がりを支援します。

自分たちの地域の復旧・復興を自分たちの手でつくり、その活動を通して新たな地域づくりを進めていきたいと考える方々からのご応募をお待ちしています。

※本助成は令和6年能登半島地震に対応する活動への助成となります。

[次ページに続く](#)



【「令和6年能登半島地震 災害支援基金」第7次助成プログラム 募集要項】

1.「令和6年能登半島地震 災害支援基金」第7次助成スケジュールについて

- ・申請受付期間:2025年7月1日(火)～ 7月31日(木)23:59
- ・選考期間:2025年8月1日(金)～8月25日(月)
- ・採択通知:2025年8月26日(火)～8月29日(金)
- ・助成事業実施期間:2025年9月1日(月)～2026年2月28日(土)
※上記の期間の中で行われる事業のうち、継続性のある事業を優先します。

2.対象となる事業について

奥能登地域内における被災者の生活再建や被災地域の復興を支援するための事業であって、被災者自らが自分たちの地域を作っていく活動、継続的な関係づくりを目的とした活動を支援します。

また、仮設住宅以外で避難生活をされている方など、支援が届きづらい環境にある方とのつながりづくりを行う団体を積極的に支援します。

本プログラムでは2つのコースを設けます。

各コースによって、対象要件が異なりますので、ご自身の団体がどちらのコースに該当するかをご確認ください。

Aコース	Bコース
奥能登地域2市2町(珠洲市・輪島市・能登町・穴水町)で行う活動	奥能登地域2市2町(珠洲市・輪島市・能登町・穴水町) <u>以外</u> の石川県内で行う活動

例)

- ・2024年1月1日時点で、珠洲市に在住していたメンバー5人で結成。現在も珠洲市に居住し、珠洲市の仮設住宅第A団地で見守り活動と交流イベントを開催している。→ Aコースで申請。
- ・2024年1月1日時点で、珠洲市に在住していたメンバー3人と、金沢市に在住していたメンバー2人で結成。現在5人とも金沢市に居住。能登から広域避難し、金沢市近郊に移住した住民のための交流サロンを野々市市で月に1～2回開催している。→ Bコースで申請。
- ・2024年1月1日時点で、珠洲市に在住していたメンバー3人と、金沢市に在住していたメンバー2人で結成。現在5人とも金沢市に居住。金沢市から珠洲市に通いながら、珠洲市の仮設住宅第A団地で見守り活動と交流イベントを開催している。→ Aコースで申請。



以下のような事業は対象外となります。

- ・単発の行事やイベントを行う事業
- ・行政による補助金を受ける事業
- ・助成金を寄付や基金へ充当したり、受益者への資金・物資配布に使う事業
- ・石川県外で行われる事業
- ・団体・グループの基盤整備を主目的とした事業

3.対象となる団体について

本助成金の対象となる申請者は、次の条件の全てを満たす民間団体等とします。なお、法人格の有無は問いません。

3-1. 石川県内に本拠地を置き、非営利で公益的・社会的な活動を行っている団体

※石川県外の団体は対象外となります。

3-2. 3名以上で構成された団体・グループ

3-3. 構成員の過半数が、2024年1月1日時点で石川県奥能登地域2市2町（珠洲市・輪島市・能登町・穴水町）に在住していた団体・グループ（証明できる書類を提出いただく場合があります）

3-4. 以下のいずれにも該当しない団体

- ・政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体・グループ
- ・反社会的勢力と関係のある団体・グループ

4.助成金額（総額）と対象となる経費について

4-1.助成額

- ・Aコース、Bコースともに5万円～上限20万円
※減額して採択となる可能性があります。
※自己負担は不要です。

4-2.助成総額

- ・300万円を予定（2025年7月1日現在）

4-3.助成件数

- Aコース：10件
 - Bコース：5件
- を予定しています。

※審査の結果によってコースごとの採択件数が変わる可能性があります。

4-4.対象となる経費・対象外の経費



・事務局人件費も含めて活動継続に必要な経費は基本的にすべて対象となります。ただし、下記の通り一部例外、条件等がございます。

- 人件費は**助成額の20%が上限**となります。
また、申請団体が株式会社等の場合は人件費は対象とならず、事業実施に最低限の必要経費のみ対象とします。
- 人件費・謝金を計上する際には対象者の氏名を記載してください。
- 活動終了後、団体の資産計上につながる費用(備品等)については事前に相談ください。
- 県外から活動に来るための旅費・交通費は、特別な場合以外は認められません。
- 団体・グループの基盤整備を主目的とした経費は対象となりません。
- 物品購入・工事・改修費用のみの申請は認めません。

5.助成事業申請方法について

5-1.申請書類

申請書・計画書、予算書にご記入の上、申請フォームよりお送りください。

▼申請書・計画書、予算書

https://hokuriku-mf.jp/wp/wp-content/uploads/2025/07/shinseisyo-yosansyo_Shinsai7.xlsx

※1つのファイル中に、「申請書・計画書」と「予算書」の2つのシートがございます。記入漏れのないようご注意ください。

5-2. 申請方法

本助成金は、以下の申請フォームより受け付けます。

助成金申請フォーム:

<https://app.jibun-apps.jp/form/ffd4842f-2f9a-4daa-93ac-82415c9995d3/new>

6.選考方法について

6-1.選考方法

- 公益財団法人ほくりくみらい基金が設置する「選考委員会」で選考を行い、結果を通知します。また、必要に応じて事務局からのヒアリングを実施する可能性があります。
- 選考では「申請内容」、「インターネットなどで公開されている情報」を確認した上で採否を決定します。



6-2.審査基準

以下の審査基準を踏まえて総合的に評価を行います。

なお、基本要件に合致しないものは審査対象外となりますので、ご注意ください。

- 1) 基本要件
 - a) 「対象となる団体」「対象となる事業」の要件を満たしているか
 - b) 提出期限までに申請を行っているか
 - c) 申請書類の提出方法・内容に不備がないか
- 2) 必要性・ニーズへの対応
 - a) 被災者のニーズを反映したものか、またニーズの把握ができているか
- 3) 事業効果・継続性
 - a) 助成事業の実施が被災者自身による地域づくり、継続的な関係づくりに効果的なものかどうか
 - b) 実施内容の手順やスケジュールは、事業を現実的かつ効率的・効果的に遂行するものか
 - c) 事業が1度きりの活動で終わらず、継続的なものであるか
- 4) 実行力
 - a) 実施体制が整っているか
- 5) 経費の適切性
 - a) 適切な算出根拠が示され、事業内容・効果に対して過不足はないか。

7.助成金の支払い方法について

- 採択団体は、採択決定通知時に受け取る「口座情報申請フォーム」に銀行口座情報を入力してください。助成金の振込を行います。
- 原則として「申請団体名義の口座」にお振込します。
- やむを得ず個人名義の口座を指定される場合は、個人の生活費等の入出金の混在がない口座(こちらからお支払いする助成金の支出・管理のみを行う状態)をご用意ください。

8.助成事業の活動実績及び会計報告について

- 採択決定と同時にお送りする活動報告書にて、助成を受けて活動した内容とその写真(事業面)および助成金の活用実績(会計面)を報告してください(助成事業の終了後1ヵ月以内)。
- 受領した写真は寄付者の方々への報告、寄付募集、ほくりくみらい基金の活動報告等で利用・公開する可能性があります。必ず利用・公開して差し支えの無い写真、また、写っている方の許可が取れている写真をご提出ください。

9.採択団体へのお願い



- できる範囲で構いませんので、本助成を受けて取組む支援活動についての情報発信をお願いします。(ホームページ、ブログ、SNS等)
- 本事業を受けて実施する活動をSNSで情報発信する際は、ハッシュタグ「#ほくみ能登助成」をつけての投稿をお願いします。

10.重要な注意事項(※必ずお読みください)

10-1.採択団体情報を公開します。

※公開情報:団体名、代表者氏名、団体本拠地所在地(市町まで)、申請事業の概要、助成金額

10-2.助成申請フォームにご記載いただいた個人情報は、当財団の選考に関わる業務に使用し、それ以外には使用しません。

10-3.採択された事業の終了後に、活動報告等で書類や資料等を提出いただく場合、返却はできません。

10-4.選考結果や選考内容に関するお問い合わせには回答いたしかねます。

10-5.事業変更(中止)については、手続きを行っていただきます。また、交付済みの助成金で助成事業に使われていない場合は「公益財団法人ほくりくみらい基金」に全額返還していただきます。その他詳細は、助成決定後にお知らせします。

10-6. 社会に対し、事業で得られた成果を広く伝えるため、公益財団法人ほくりくみらい基金のホームページ等で成果を報告させていただきます。また、テレビ等の報道機関の求めに応じて、事業成果等の情報を提供する場合があります。

10-7.本助成事業の助成金を充当して支出した支払に関しては、証拠証憑(領収書)等を適切に管理し、必要に応じて当財団へ開示・閲覧できるようにしておいてください。また、証拠証憑は事業実施終了後、3年間の保存をしてください。

11.お問合せ・申請先

公益財団法人ほくりくみらい基金

E-mail : grant@hokuriku-mf.jp

ホームページ : <https://hokuriku-mf.jp>